

初任運転者に対する安全運転実技指導の内容

広島電鉄株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定により、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項として、初任運転者に対する指導内容を公表いたします。

1. 基本方針

- (1)関係法令に基づく指導方針により実施します。
- (2)初任運転者の適性や経験を踏まえ、指導内容を決定します。
- (3)指導には、当社が保有する以下の区分の車両を使用します。

大型車： 車両の長さが 9 メートル以上、または旅客席数が 50 人以上の車両

2. 初任運転者に対する特別な指導内容（座学教育 10 時間以上）

- (1)事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- (2)事業用自動車の構造上の特性および日常点検の方法
- (3)運行の安全および旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- (4)危険の予測および回避
- (5)安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- (6)ドライブレコーダーの映像を活用した指導
- (7)初任診断の受診および診断結果に基づく指導

3. 安全運転の実技指導内容（20 時間以上）

- (1) 実技指導の内容

- ・各営業所を起点に、広島市および呉市の市街地走行。
- ・山岳道路の走行（広島県北部）
- ・営業所敷地内での駐停車および後退時の指導
- ・市街地、山岳部、高速道路等における運行中の車両の挙動や特性に関する指導

(2) 指導体制

- ・座学教育および実技指導はバス安全指導課が実施します。
- ・実技指導は、会社から指導者として指名された者が実施します。指導者は、バス運転歴 10 年以上かつ指導歴 5 年以上の者としします。

(3) 見極め

- ・座学教育および実技指導の終了後、バス安全指導課長および指導担当者が同乗し、運転者の習熟状況を確認して判断します。